

説明用資料

3 議題

(2) 協議事項

【議案2】

小樽都市計画 道路の変更

《北海道決定》 《小樽市決定》

【議案3】

小樽都市計画 ごみ焼却場の変更

《小樽市決定》

小樽都市計画ごみ焼却場 (一般廃棄物処理施設)の変更

稼働を停止している天神 2 丁目のごみ焼却場及びその敷地において、北海道新幹線新小樽(仮称)駅及び駅周辺地区の整備が位置付けられ、今後の跡地利用が明確になるとともに、当該施設の除却が確定したことから、都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)第 1 号小樽市天神ごみ焼却場を廃止するものである。

マスタープラン

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）
- 小樽市都市計画マスタープラン

即す

都市計画

決定・手続き関係

- ・ 小樽市都市計画審議会
- ・ 都市計画提案制度など

土地利用

区域区分

地域地区

用途地域

特別用途地区

高度地区

高度利用地区

防火地域

準防火地域

駐車場整備地区

臨港地区

地区計画等

都市施設

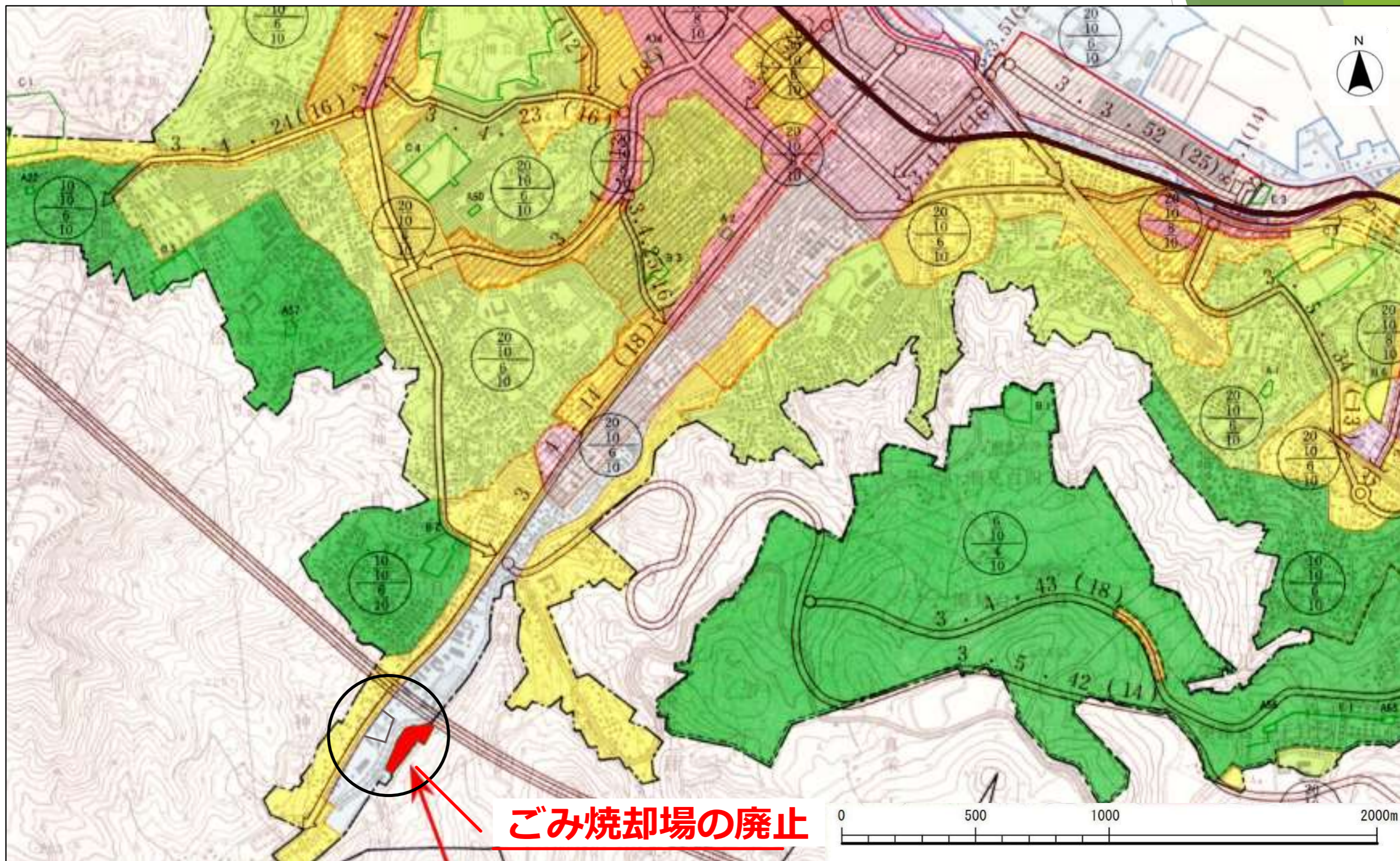
- 道路
- 公園・緑地
- 下水道
- 駐車場
- **ごみ焼却場**
- ごみ処理場
- 汚物処理場
- 汚水処理場
- 市場
- 火葬場 等

市街地開発事業

市街地再開発事業

土地区画整理事業

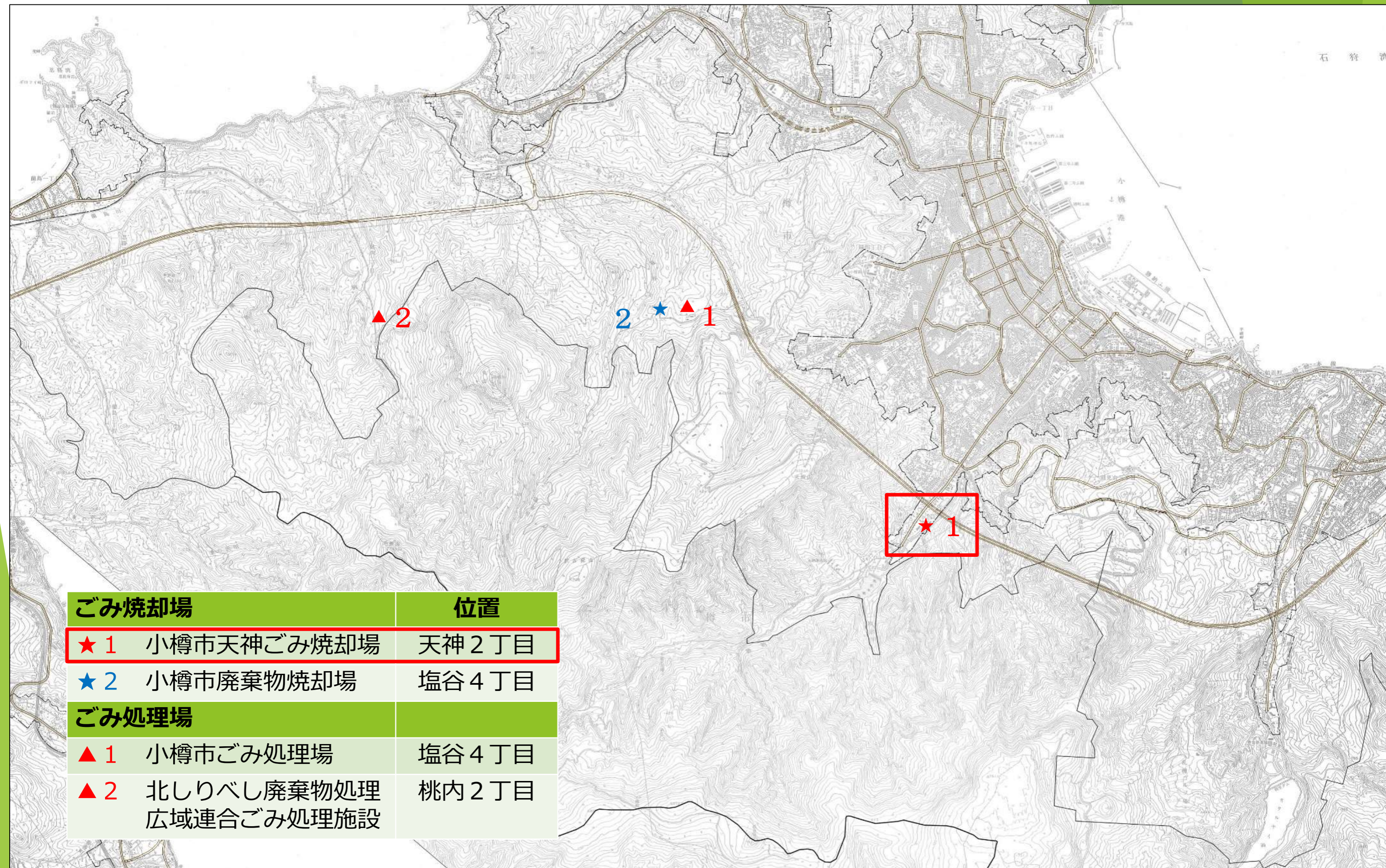
■ 小樽都市計画 ごみ焼却場の変更箇所



■ 小樽都市計画 ごみ焼却場・処理場等の経緯

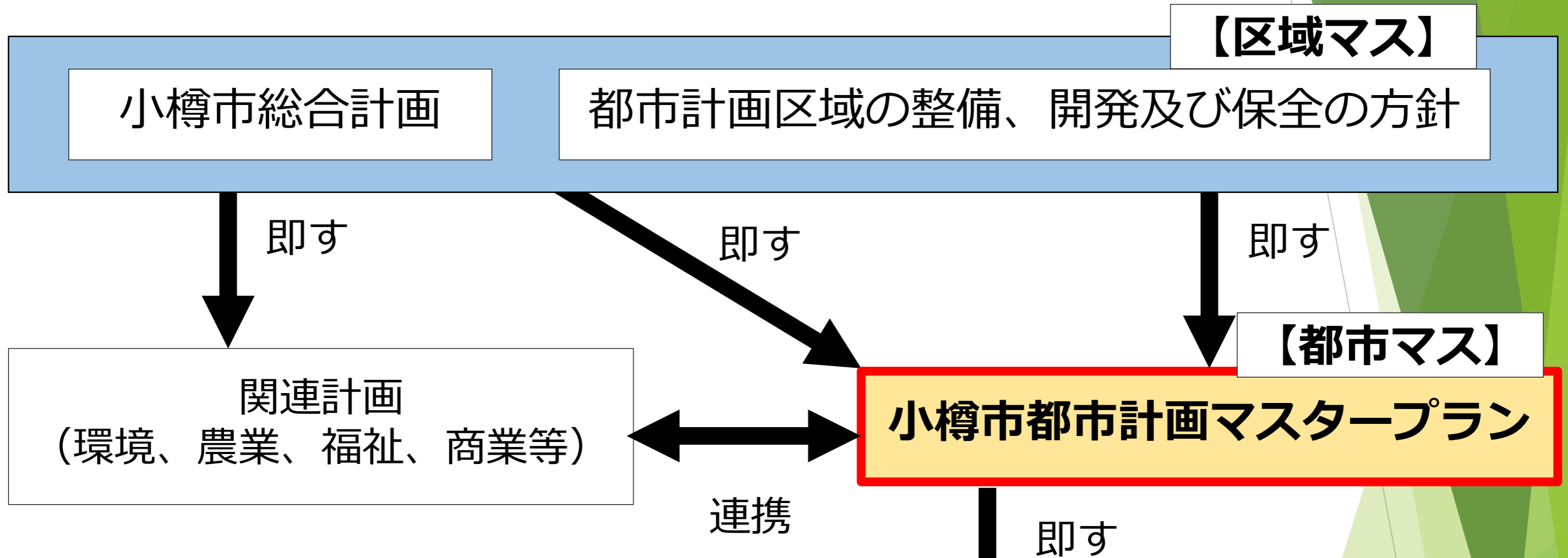
名称 (場所)	都市計画 決定内容	昭和39年	昭和51年	平成3年	平成13年	平成16年	平成19年	令和6年
第1号 小樽市天神ごみ焼却場 【焼却】 (天神2丁目)	昭和39年 11月5日決定	都市計画 決定						
	ごみ 焼却場		S41稼働	→	休止	→	→	廃止
第2号 小樽市廃棄物焼却場 【焼却】 (塩谷4丁目)	平成3年 12月4日決定 平成16年 2月4日変更 (廃止)			都市計画 決定		都市計画 変更		
					←	→		
						(未整備)		
第1号 小樽市ごみ処理場 【粗大ごみ処理施設】 (塩谷4丁目)	昭和51年 9月1日決定 平成16年 2月4日変更 (名称)		都市計画 決定					
	ごみ 処理場			S52稼働	→	H12休止	→	(施設管理継続中)
第2号 北しりべし廃棄物処理 広域連合ごみ処理施設 【焼却施設ほか】 (桃内2丁目)	平成16年 2月4日決定					都市計画 決定		
							稼働	→
					H12埋立稼働			→
新幹線 関連 (天神2丁目)								
								H29「まちづくり計画」策定
								R5駅前広場都市計画決定

ごみ焼却場・ごみ処理場 位置図

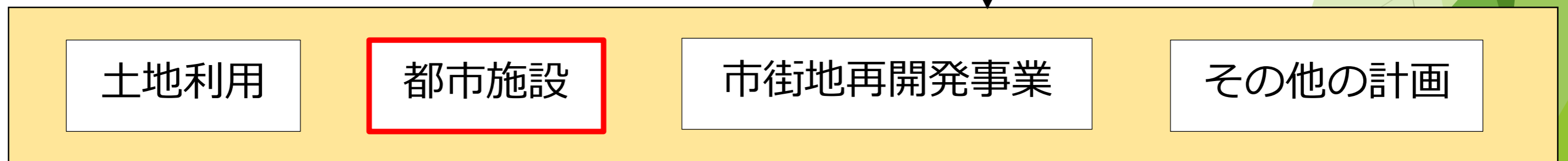


■ 上位計画の位置付け

● 上位計画



● 個別都市計画



※個別の都市計画については、都市計画法第6条の2、第18条の2の規定により、【区域マス】や【都市マス】に定めている基本方針に即したものでなければならない。

■ 上位計画の位置付け

(1) 小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【区域マス】

● 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針 a 交通体系の整備方針

- ・ 経済活動や地域間交流などの促進のため、国道等の幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線等による広域交通ネットワークの確立に努める。

② 主な施設の配置の方針 b 鉄道

- ・ 北海道新幹線は、早期実現に向けた取組を進めるとともに、開業後の並行在来線については、沿線自治体等と連携を図りながら在り方の検討を進め、地域公共交通の確保に努める。

(2) その他の都市施設

- ・ 小樽市天神ごみ焼却場等については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。

区域マスの方針に即している

■ 上位計画の位置付け

(2) 第2次小樽市都市計画マスタープラン【都市マス】

● 交通の方針

(1) 基本的考え方 1) 交通ネットワークの確立を目指します

- 後志圏や道央圏の陸上・海上の交通結節点として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進します。

(2) 交通の整備方針 3) 公共交通の充実 ① 広域交通体系の確立

- 北海道新幹線は、北海道と本州との所要時間の短縮や交流の促進による経済波及効果が見込まれるため、早期実現に向けた取組を進めるとともに、新小樽（仮称）駅の駅前広場の整備を促進します。

● 生活環境の方針

(3) その他の都市施設の方針 4) その他の都市施設

- ごみ焼却場などは、公共施設等総合管理計画が示す方針に基づき、利用実態に基づいた施設管理を行います。

都市マスの方針に即している

小樽都市計画道路の変更（航空写真）

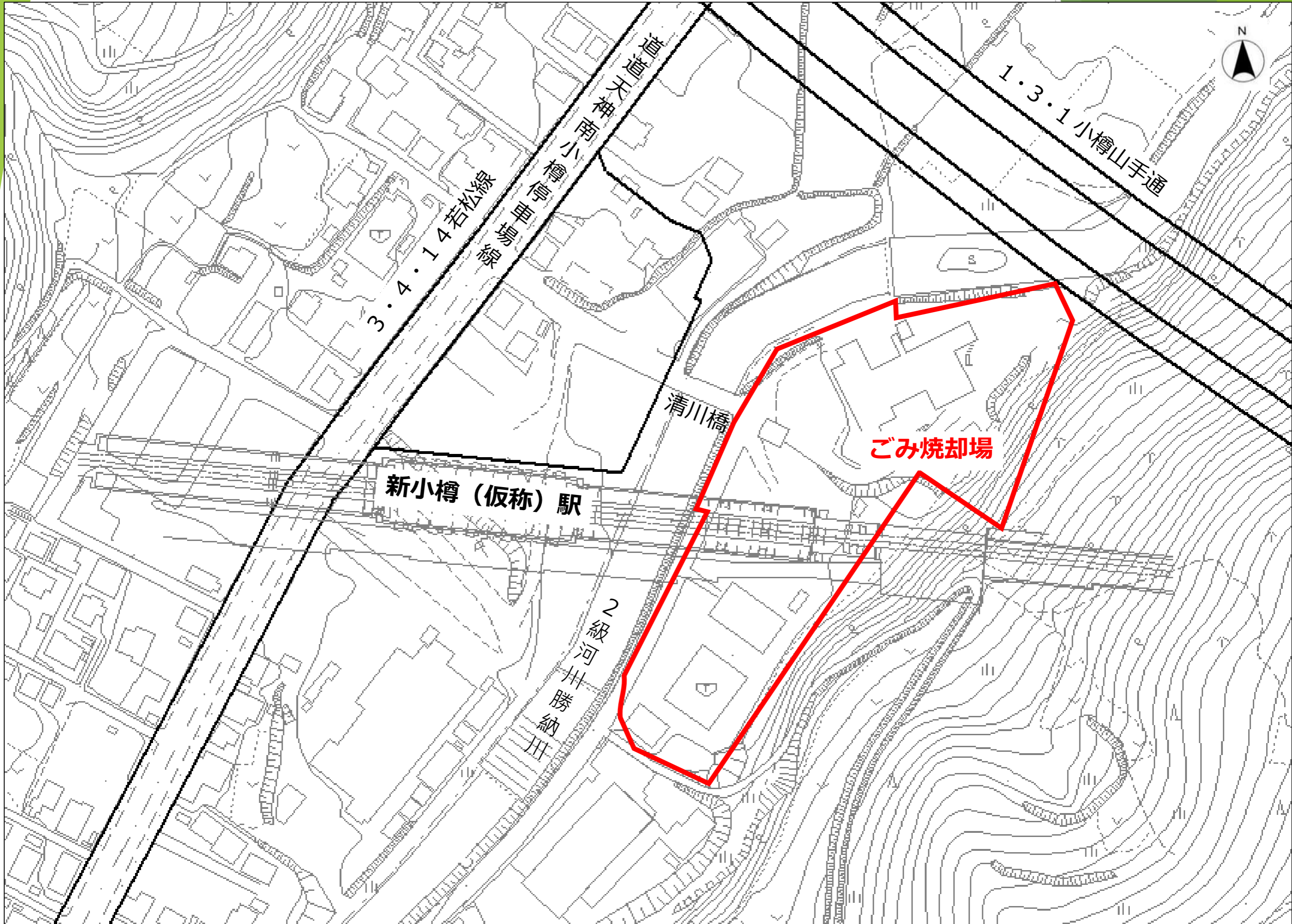
出典：国土地理院 空中写真2021年撮影



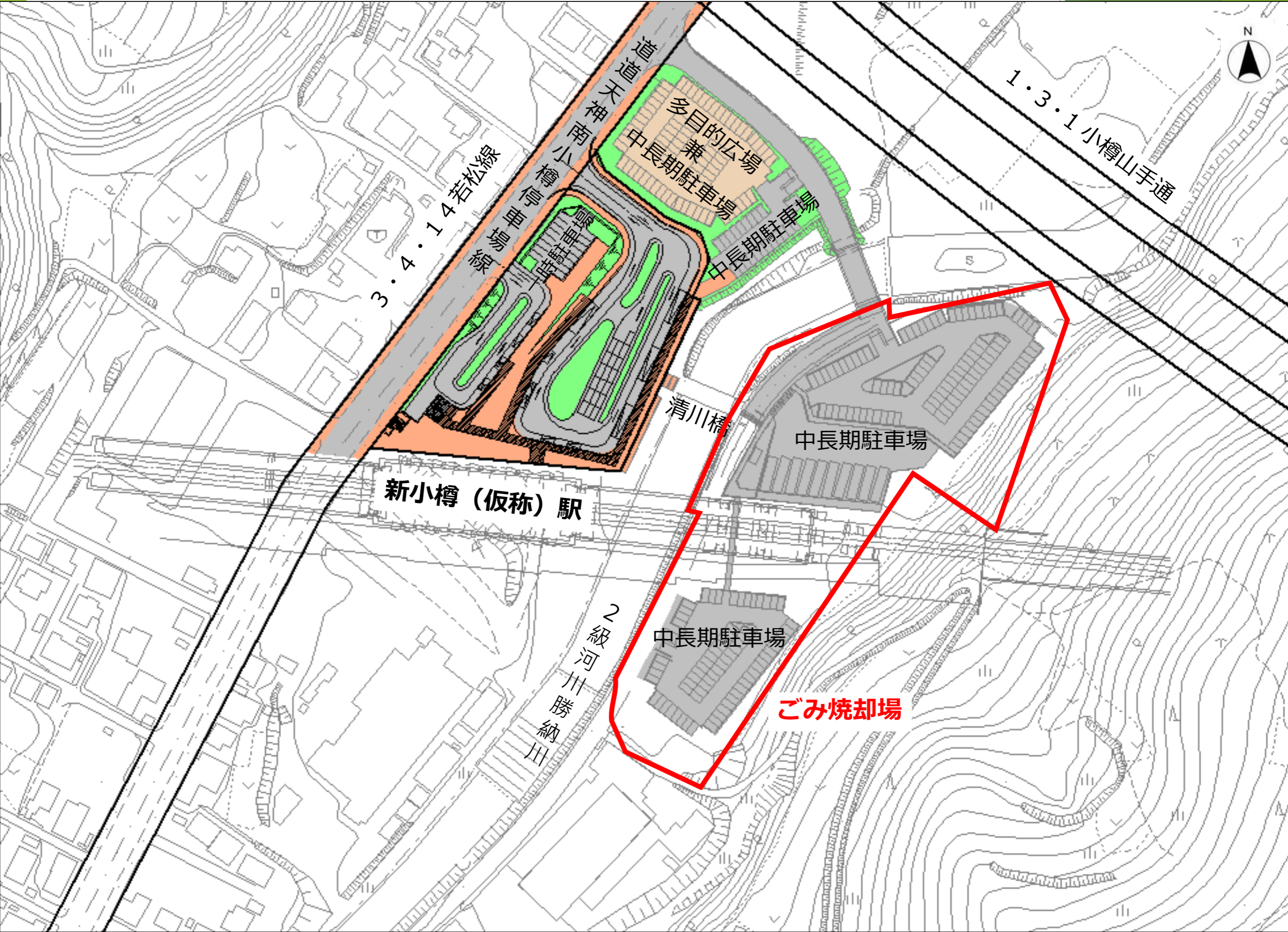
ごみ焼却場・現地写真



現況図



レイアウト図



イメージ図

3・4・14若松線



駐車場使用イメージ



多目的使用イメージ

【都市計画決定権者】

都市計画の種類		北海道決定	小樽市決定	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		●		
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)		●		
地域地区	用途地域		●	
	特別用途地区、防火地域、高度地区、高度利用地区等		●	
	駐車場整備地区		●	
	臨港地区	●		
都市施設	道路	自動車専用道路、一般国道、道道	●	
		市道	●	
	駐車場			●
	公園・緑地	面積10ヘクタール以上(市が設置するもの)		●
		面積10ヘクタール以下		●
	下水道	公共下水道(小樽都市計画)		●
		特定公共下水道(札幌圏都市計画(小樽市分))	●	
	ごみ焼却場・ごみ処理場等(産業廃棄物処理施設以外)			●
	市場、火葬場			●
	市街地再開発事業	面積3ヘクタール超(市施行)		●
面積3ヘクタール以下			●	
地区計画等			●	

都市計画変更スケジュール(小樽市決定)

